

# 安全データシート

作成日 2018/09/06

改訂日 2024/03/22

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ユニダイン XF-5005
製品コード	UNXF5005
整理番号	Y1900-11
供給者の会社名称	ダイキン工業株式会社
住所	大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス
担当部門	化学事業部 営業部
電話番号	06-6147-9702
FAX番号	06-6147-9807
緊急連絡電話番号	06-6349-7521
推奨用途	工業用一般
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

## 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類 GHS分類に該当するデータは得られていない。

GHSラベル要素 情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要 本製品を加熱すると熱分解生成物を発生し、これらを吸入すると、目、鼻、及び肺に刺激を生ずることがある。

[根拠を参照](#)

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
アクリルポリマー	20%~30%	省略	登録済み	登録済み	非公開
トリプロピレングリコール	5%~15%	省略	(2)-430	公表	24800-44-0
イソプロピルアルコール	1%未満	CH <sub>3</sub> CH(OH)CH <sub>3</sub>	(2)-207	公表	67-63-0
水	55%~65%	H <sub>2</sub> O	なし	整理番号なし	7732-18-5
その他	1%~10%				

[根拠を参照](#)

## 4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 必要に応じて医師の処置を受ける。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 多量の水と石鹼で洗うこと。 必要に応じて医師の処置を受ける。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 必要に応じて医師の処置を受ける。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 必要に応じて医師の処置を受ける。

[根拠を参照](#)

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤	周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
使ってはならない消火剤	情報なし
火災時の特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火は風上から行い、蒸気、煙の吸入を避ける。 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

[根拠を参照](#)

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	関係者以外は近づけない。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 風上に留まる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

[根拠を参照](#)

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

#### 安全取扱注意事項

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
接触、吸入又は飲み込まないこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

#### 接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

### 保管

#### 安全な保管条件

施錠して保管すること。  
熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。  
禁煙。  
容器は直射日光や火気を避けること。  
容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

[根拠を参照](#)

## 8. ばく露防止及び保護措置

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
トリプロピレングリコール	未設定	未設定
イソプロピルアルコール	未設定	未設定

### 設備対策

局所排気装置を設置する。

### 保護具

#### 呼吸用保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。  
防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。

#### 手の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。  
適切な手袋を着用すること。

#### 眼、顔面の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。  
保護眼鏡(側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

#### 皮膚及び身体の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。  
必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

[根拠を参照](#)

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	乳白色～淡黄色
臭い	わずかに甘い
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	約100°C(水)
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	引火せず
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	2.5(25°C)
動粘性率	データなし
溶解度	水:任意に分散する
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

[根拠を参照](#)

## 10. 安定性及び反応性

反応性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
化学的安定性	通常の温度、気圧下では安定である。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	高温、加熱。熱源、裸火。
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	熱分解生成物として、一酸化炭素等を発生する可能性がある。

[根拠を参照](#)

## 11. 有害性情報

急性毒性	
経口	経口 LD50>2000mg/kg(ラット)
皮膚腐食性／刺激性	皮膚刺激性なし (in vitro, OECD439)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	眼刺激性なし (in vitro, OECD492)
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	マウス 皮膚感作性なし
生殖細胞変異原性	データなし

発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データなし
誤えん有害性	データなし

[根拠を参照](#)

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	EC50 = 3599.5mg/L 72hr (Alga) (non-GLP) EC50 = >10000mg/L (Bacteria) (OECD209 non-GLP)
水生環境有害性 長期(慢性)	データなし
生態毒性	データなし
残留性・分解性	Biodegradability=100% (Activated sludge ; 28days) (OEC D302B non-GLP)
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
その他のデータ	BOD=29000mgO/L CODMn=180000mgO/L

[根拠を参照](#)

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
汚染容器及び包装	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

[根拠を参照](#)

## 14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
航空規制情報	該当しない
国内規制	
陸上規制	該当しない
海上規制情報	該当しない

海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら 積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	該当しない
緊急時応急措置指針番号	なし

[根拠を参照](#)

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2 第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) ・プロピルアルコール(法令指定番号:494) (0.4%)
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進 法(PRTR法)	非該当
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める 省令第1条)
消防法	非危険物
大気汚染防止法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府 県への通達)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号 第1号)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制 法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6 月18日省令第12号)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101 号)

[根拠を参照](#)

## 16. その他の情報

参考文献	情報なし
その他	当製品は、工業用途として開発されたもので、それ以外 の使用について、その安全性を保証するものではありません。本製品を医療用途、食品用途などにお使いの場合 は弊社まで事前にご連絡ください。このSDSは、一般的な 取扱いを前提に作成したものです。取り扱う際は、ここに 記載されている内容を参考にし、十分注意して取り扱っ てください。また、記載内容のうち、含有量、物理/化学 的性質等の情報は保証値ではありません。危険有害性 情報は、全ての情報を網羅しているわけではありません。 また、新しい知見に基づき改訂されることがあります。

## 変更点

- 「3. 組成及び成分情報」に変更があります
- 「8. ばく露防止及び保護措置」に変更があります
- 「15. 適用法令」に変更があります

[根拠を参照](#)